

美幌町附属機関に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>本則</p> <p>(任期)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>2 委員は、法律又は条例に特別の定めがあるものを除き、再任されることができる。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p>(会長等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第10条 委員、臨時委員及び専門委員は、職務上<u>知ることができた</u>秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も _____ 同様とする。</p> <p>(美幌町情報公開・個人情報保護審査会の調査権限等)</p> <p>第13条 美幌町情報公開・個人情報保護審査会（以下この条において「審査会」という。）は、美幌町情報公開条例（平成12年美幌町条例第4号）、美幌町個人情報保護条例（平成17年美幌町条例第29号）<u>又は美幌町特定個人情報保護条例（平成27年美幌町条例第30号）の規定に基づく処分に係る審査請求を審査するため必要があると認めるときは、当該各条例に規定する実施機関（以下この条において「実施機関」という。）に対し、関係する公文書、保有個人情報又は保有特定個人情報の提出を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提出されたものの公開を請求することができない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 審査会は、<u>第1項の審査請求</u>を審査するため必要があると認める</p>	<p>本則</p> <p>(任期)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 (略)</u></p> <p>(会長等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 会長等は、当該附属機関の会務を総理する。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第10条 委員、臨時委員及び専門委員は、職務上<u>知り得た</u>秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、<u>また</u>同様とする。</p> <p>(美幌町情報公開・個人情報保護審査会の調査権限等)</p> <p>第13条 美幌町情報公開・個人情報保護審査会（以下この条において「審査会」という。）は、美幌町情報公開条例（平成12年美幌町条例第4号）<u>。以下この条及び附則第11項において「情報公開条例」という。）第18条又は美幌町個人情報保護条例（平成17年美幌町条例第29号。以下この条及び附則第11項において「個人情報保護条例」という。）第34条の規定により諮問された不服申立事案を審査するため必要があると認めるときは、<u>情報公開条例第2条第1号又は個人情報保護条例第2条第4号に規定する実施機関（以下この条において「実施機関」という。）に対し、当該不服申立事案に係る公文書又は保有個人情報の提出を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提出された情報の公開を請求することができない。</u></u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 審査会は、<u>不服申立事案</u>を審査するため必要があると認めるとき</p>

別表（第1条、第2条、第3条、第6条、第7条、第11条関係）

設置	附属機関名 (設置根拠 法令及び関 係条例)	所掌事項	定数	構成	任期	組織 及び 選任 方法	主管 部局
町長	美幌町名誉 町民推薦審 議会 (美幌町名 誉町民条 例)	・美幌町名誉町 民の選考にかか る町長の諮問事 項の審議	1 0 人 以 内	・識見を有する 者	諮問 に係 る審 議終 了ま で	会長 副会 長 委員 ※委 員の 互選	総務 部
	美幌町行政 不服審査会 (行政不服 審査法第8 条第1 項)	・行政不服審査 法の規定により その権限に属さ せられた事項を 処理すること。	3 人	・その権限に属 する事項に関し 公正な判断をす ることができ、 かつ法律又は行 政に関して優れ た識見を有する 者	3年	会長 委員 ※委 員の 互選	総務 部
	美幌町法令 遵守審査会 (法令遵守 の推進に関 する条例)	・公益通報に関 する審査、是正 の勧告等 ・不当要求行為 に関する審査、 是正の勧告等 ・運用状況の調 査及び報告 ・その他法令遵 守推進条例の実 施に関し必要な 意見を述べるこ と。	3 人 以 内	・人格が高潔 で、法令に関し 専門的知識を有 する者又は学識 経験者	2年	委員 美幌 町法 令遵 守相 談調 査員 ※委 員の 互選	総務 部
	(略)						
	美幌町情報	・第13条第1	5	・学識経験者	2年	会長	総

別表（第1条、第2条、第3条、第6条、第7条、第11条関係）

設置	附属機関名 (設置根拠 法令及び関 係条例)	所掌事項	定数	構成	任期	組織 及び 選任 方法	主管 部局
町長	美幌町名誉 町民推薦審 議会 (美幌町名 誉町民条 例)	・美幌町名誉町民の 選考にかかる町長の 諮問事項の審議	1 0 人 以 内	・識見を有 する者	諮問 に係 る審 議終 了ま で	会長 副会 長 委員 ※委 員の 互選	総務 部
	(新設)						
	美幌町法令 遵守審査会 (法令遵守 の推進に関 する条例)	・公益通報に関する 審査、是正の勧告等 ・不当要求行為に関 する審査、是正の勧 告等 ・運用状況の調査及 び報告 ・その他法令遵守推 進条例の実施に関し 必要な意見を述べる こと。	3 人 以 内	・人格が高潔 で、法令に関し専門 的知識を有 する者又は 学識経験者	2年	委員 美幌 町法 令遵 守相 談調 査員 ※委 員の 互選	総務 部
	(略)						
	美幌町情報	・公文書の公開等の	5	・学識経験	2年	会長	総

<p>公開・個人情報保護審査会 (美幌町情報公開条例) (美幌町個人情報保護条例) (美幌町特定個人情報保護条例)</p>	<p><u>項の審査請求に関する審査及び答申</u> ・個人情報の収集、利用及び提供について意見を述べること。 ・個人情報の開示決定等、訂正決定及び利用停止決定等に対する審査請求についての調査審議及び答申 ・個人情報保護制度に関し、諮問に応じて調査審議し意見を述べること。</p>	<p>人 以 内</p>			<p>副会 長 委員 ※委員の互選</p>	<p>務 部</p>	<p>公開・個人情報保護審査会 (美幌町情報公開条例) (美幌町個人情報保護条例)</p>	<p><u>決定に対する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てについての審査</u> ・個人情報の収集、利用及び提供について意見を述べること。 ・個人情報の開示決定等、訂正決定及び利用停止決定等に対する行政不服審査法の規定に基づく不服申立てについての調査審議 ・個人情報保護制度に関し、諮問に応じて調査審議し意見を述べること。</p>	<p>人 以 内</p>	<p>者</p>		<p>副会 長 委員 ※委員の互選</p>	<p>務 部</p>
<p>(以下略)</p>							<p>(以下略)</p>						

美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

新	旧																								
<p>本則 (報酬) 第2条 職員の報酬額は別表____のとおりとする。 2～4 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="176 515 1108 727"> <tr> <td>名誉町民推薦審議会委員</td> <td>日額</td> <td>5,600円</td> </tr> <tr> <td>行政不服審査会委員(弁護士となる資格を有する者)</td> <td>同</td> <td>14,700円</td> </tr> <tr> <td>行政不服審査会委員(その他)</td> <td>同</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	名誉町民推薦審議会委員	日額	5,600円	行政不服審査会委員(弁護士となる資格を有する者)	同	14,700円	行政不服審査会委員(その他)	同	12,000円	(略)			<p>本則 (報酬) 第2条 職員の報酬額は別表<u>第1</u>のとおりとする。 2～4 (略)</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1176 515 2107 727"> <tr> <td>名誉町民推薦審議会委員</td> <td>日額</td> <td>5,600円</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	名誉町民推薦審議会委員	日額	5,600円	(新設)			(新設)			(略)		
名誉町民推薦審議会委員	日額	5,600円																							
行政不服審査会委員(弁護士となる資格を有する者)	同	14,700円																							
行政不服審査会委員(その他)	同	12,000円																							
(略)																									
名誉町民推薦審議会委員	日額	5,600円																							
(新設)																									
(新設)																									
(略)																									

美幌町情報公開条新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第8条）</p> <p>第2章 公文書の公開の制度</p> <p> 第1節 公文書の公開を請求する権利等（第9条－第13条）</p> <p> 第2節 公文書の公開の請求手続等（第14条－第17条）</p> <p> 第3節 <u>審査請求（第17条の2－第18条の2）</u></p> <p> 第4節 他の制度との調整（第19条）</p> <p>第3章 情報提供の推進</p> <p> 第1節 情報提供の推進（第20条）</p> <p> 第2節 削除</p> <p> 第3節 出資法人等の情報公開（第22条）</p> <p>第4章 削除</p> <p>第5章 雑則（第32条）</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p> 第2章 公文書の公開の制度</p> <p> 第2節 公文書の公開の請求手続等</p> <p> （公開請求に対する決定等）</p> <p>第15条 実施機関は、前条の規定による請求があったときは、当該請求を受理した日の翌日から起算して14日以内に、当該請求に対する公開、非公開又は請求拒否の決定（以下「<u>公開決定等</u>」<u>という。</u>）をし、速やかに決定の内容を請求者に文書により通知しなければならない。この場合において、公開の決定をしたときは公開の日時及び場所を、非公開又は請求拒否の決定をしたときはその理由を併せて記載しなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第8条）</p> <p>第2章 公文書の公開の制度</p> <p> 第1節 公文書の公開を請求する権利等（第9条－第13条）</p> <p> 第2節 公文書の公開の請求手続等（第14条－第17条）</p> <p> 第3節 <u>不服申立てに関する手続（第18条）</u></p> <p> 第4節 他の制度との調整（第19条）</p> <p>第3章 情報提供の推進</p> <p> 第1節 情報提供の推進（第20条）</p> <p> 第2節 削除</p> <p> 第3節 出資法人等の情報公開（第22条）</p> <p>第4章 削除</p> <p>第5章 雑則（<u>第32条・第33条</u>）</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p> 第2章 公文書の公開の制度</p> <p> 第2節 公文書の公開の請求手続等</p> <p> （公開請求に対する決定等）</p> <p>第15条 実施機関は、前条の規定による請求があったときは、当該請求を受理した日の翌日から起算して14日以内に、当該請求に対する公開、非公開又は請求拒否の決定_____をし、速やかに決定の内容を請求者に文書により通知しなければならない。この場合において、公開の決定をしたときは公開の日時及び場所を、非公開又は請求拒否の決定をしたときはその理由を併せて記載しなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p><u>5 実施機関は、第1項の決定をする場合において当該決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。</u></p>

(削る)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条の2 公開請求に係る公文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第10条第1号ウ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与なければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(費用の負担)

第17条 (略)

2 この条例の規定による公文書の写しの交付に要する費用は、美幌町手数料徴収条例（昭和31年美幌町条例第6号）で定める。

第3節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第17条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第18条 前条の審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁

6 実施機関は、前項の規定による意見の聴取をした場合において、公文書の公開をすることの決定（公文書の部分公開の決定を含む。以下同じ。）をしたときは、その旨を当該意見の聴取の相手方に速やかに通知しなければならない。

(新設)

(費用の負担)

第17条 (略)

2 この条例の規定による公文書の写しの交付及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

第3節 不服申立てに関する手続

(新設)

(不服申立て)

第18条 実施機関は、公開等の決定について行政不服審査法（昭和

決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、美幌町附属機関に関する条例（平成25年美幌町条例第6号）に規定する美幌町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- （1） 審査請求が不適法であり、却下する場合
- （2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- （1） 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- （2） 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- （3） 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 審査会は、第1項の諮問に対する答申をしたときは、その内容を公表しなければならない。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第18条の2 第15条の2第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- （1） 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- （2） 審査請求に係る公開決定等（開示請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（削る）

37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあった場合は、美幌町附属機関に関する条例（平成25年美幌町条例第6号。以下「附属機関条例」という。）第1条に規定する美幌町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定又は裁決を行うものとする。ただし、次に掲げる場合を除く。

- （1） 当該不服申立てが不適法であり、これを却下するとき。
- （2） 当該不服申立てに係る請求を容認する場合で、実施機関が諮問の必要がないと認めるとき。

（新設）

（新設）

（新設）

（罰則）

第33条 附属機関条例第10条の規定に違反して秘密を漏らした審査会の委員は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

美幌町個人情報保護条例新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第6条）</p> <p>第2章 個人情報等の適正管理等（第7条－第12条）</p> <p>第3章 開示、訂正、利用停止及び是正</p> <p> 第1節 開示（第13条－第22条）</p> <p> 第2節 訂正（第23条－第27条）</p> <p> 第3節 利用停止（第28条－第32条）</p> <p> 第4節 是正（第33条）</p> <p>第4章 <u>審査請求</u>（第34条－第36条）</p> <p>第5章 削除</p> <p>第6章 雑則（第41条－第47条）</p> <p>第7章 <u>罰則</u>（第48条－第52条）</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p> 第2章 個人情報等の適正管理等 （個人情報ファイルの作成等）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p><u>5 町長は、第1項及び第2項の規定による届出を受けたときは、これを一般の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>6 （略）</p> <p> 第4章 <u>審査請求</u> （<u>審理員による審理手続に関する規定の適用除外</u>）</p> <p><u>第34条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第6条）</p> <p>第2章 個人情報等の適正管理等（第7条－第12条）</p> <p>第3章 開示、訂正、利用停止及び是正</p> <p> 第1節 開示（第13条－第22条）</p> <p> 第2節 訂正（第23条－第27条）</p> <p> 第3節 利用停止（第28条－第32条）</p> <p> 第4節 是正（第33条）</p> <p>第4章 <u>不服申立て</u>（第34条－第36条）</p> <p>第5章 削除</p> <p>第6章 雑則（第41条－第47条）</p> <p>第7章 <u>罰則</u>（第48条－第53条）</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p> 第2章 個人情報等の適正管理等 （個人情報ファイルの作成等）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p><u>5 町長は、第1項及び第2項の届出を受理したときは、届出の内容を告示しなければならない。</u></p> <p>6 （略）</p> <p> 第4章 <u>不服申立て</u> （<u>審査会への諮問</u>）</p> <p><u>第34条 実施機関は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会に諮問しなければならない。</u></p> <p><u>（1） 不服申立てが不適法であり、却下するとき。</u></p>

(審査会への諮問)

第35条 前条の審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、美幌町附属機関に関する条例（平成25年美幌町条例第6号）に規定する美幌町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第36条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を訂正することとするとき。

(4) 不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求に係る保有個人情報の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の利用停止をすることとするとき。

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、審査会から当該諮問に対して答申があったときは、これを尊重して、遅滞なく、当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第35条（新設）

1 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有特定個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 審査会は、第1項の諮問に対する答申をしたときは、その内容を公表しなければならない。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第36条 第20条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（費用の負担）

第44条 （略）

2 この条例の規定による保有個人情報の写しの交付_____に要する費用は、美幌町手数料徴収条例（昭和31年美幌町条例第6号）で定める。

（削る）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（新設）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第36条 第20条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（費用の負担）

第44条 （略）

2 この条例の規定による保有個人情報の写しの交付及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

第52条 附属機関条例第10条の規定に違反して秘密を漏らした審査会の委員は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

美幌町特定個人情報保護条例新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 特定個人情報の取扱い（第3条－第8条）</p> <p>第3章 開示、訂正及び利用停止</p> <p> 第1節 開示（第9条－第19条）</p> <p> 第2節 訂正（第20条－第26条）</p> <p> 第3節 利用停止（第27条－第32条）</p> <p> 第4節 <u>審査請求</u>（第33条－第35条）</p> <p>第4章 雑則（第36条－第39条）</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p> 第3章 開示、訂正及び利用停止</p> <p> 第1節 開示</p> <p> （開示請求権）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>（開示請求の手続）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、開示請求に係る保有特定個人情報の本人（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有特定個人情報の本人の代理人_____。以下「開示請求者」と総称する。）であることを示す書類を提示し、又は提</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 特定個人情報の取扱い（第3条－第8条）</p> <p>第3章 開示、訂正及び利用停止</p> <p> 第1節 開示（第9条－第19条）</p> <p> 第2節 訂正（第20条－第26条）</p> <p> 第3節 利用停止（第27条－第32条）</p> <p> 第4節 <u>不服申立て</u>（第33条－第35条）</p> <p>第4章 雑則（第36条－第39条）</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p> 第3章 開示、訂正及び利用停止</p> <p> 第1節 開示</p> <p> （開示請求権）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>死亡した者に係る保有特定個人情報は、次に掲げる者が、開示請求をすることができる。</u></p> <p> <u>（1） 当該保有個人情報に係る本人の配偶者、子又は血族である父母</u></p> <p> <u>（2） 前号に掲げる者がいない場合における当該保有個人情報に係る本人の血族である兄弟姉妹</u></p> <p>（開示請求の手続）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、開示請求に係る保有特定個人情報の本人（前条第2項の規定による開示請求にあつては、<u>開示請求に係る保有特定個人情報の本人の代理人。同条第3項の規定による開示請求にあつては、同項各号に掲げる者。</u>以下「開示請求者」と総称する。）であることを示す書類を提示し、又は提</p>

出しなければならない。

3 (略)

第2節 訂正

(訂正請求権)

第20条 (略)

2 (略)

(削る)

3 (略)

(訂正請求の手続)

第21条 (略)

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、訂正請求に係る保有特定個人情報の本人（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有特定個人情報の本人の代理人

_____。

以下「訂正請求者」と総称する。）であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 (略)

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第27条 (略)

2 (略)

(削る)

3 (略)

(利用停止請求の手続)

第28条 (略)

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止請求に係る保有特定個人情報の本人（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有特定個人情報の本人の代理人

_____。以下「利用停止請

出しなければならない。

3 (略)

第2節 訂正

(訂正請求権)

第20条 (略)

2 (略)

3 死亡した者に係る保有個人情報は、第9条第3項各号に掲げる者が訂正請求をすることができる。

4 (略)

(訂正請求の手続)

第21条 (略)

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、訂正請求に係る保有特定個人情報の本人（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有特定個人情報の本人の代理人。同条第3項の規定による訂正請求にあっては、第9条第3項各号に掲げる者。

以下「訂正請求者」と総称する。）であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 (略)

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第27条 (略)

2 (略)

3 死亡した者に係る保有特定個人情報は、第9条第3項各号に掲げる者が、利用停止請求をすることができる。

4 (略)

(利用停止請求の手続)

第28条 (略)

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止請求に係る保有特定個人情報の本人（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有特定個人情報の本人の代理人。同条第3項の規定による利用停止請求にあっては、第9条第3項各号に掲げる者。以下「利用停止請

求者」と総称する。)であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 (略)

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第33条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第34条 前条の審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、美幌町附属機関に関する条例(平成25年美幌町条例第6号)に規定する美幌町情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

求者」と総称する。)であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 (略)

第4節 不服申立て

(審査会への諮問)

第33条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法(昭和37年法律160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、美幌町附属機関に関する条例(平成25年美幌町条例第6号)第1条に規定する美幌町情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有特定個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第35条第2号において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有特定個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。

(4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

(諮問をした旨の通知)

第34条 (新設)

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有特定個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有特定個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有特定個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有特定個人情報の利用停止をすることとする場合

2. 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有特定個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3. 審査会は、第1項の諮問に対する答申をしたときは、その内容を公表しなければならない。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第35条 第18条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決_____をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決_____

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有特定個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有特定個人情報を開示する旨の裁決_____（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対する意思を表示している場合に限る。）

第4章 雑則

（費用の負担）

第39条 この条例の規定による保有特定個人情報の閲覧に係る手数料は、無料とする。

1. 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人_____

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(新設)

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等）

第35条 第18条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有特定個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対する意思を表示している場合に限る。）

第4章 雑則

(新設)

2 この条例の規定による保有特定個人情報の写しの交付に要する手数料は、美幌町手数料徴収条例（昭和31年美幌町条例第6号）で定める。

（委任）
第40条（略）

（委任）
第39条（略）

美幌町手数料徴収条例新旧対照表

新				旧			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
<p>38 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第6項の準用する同条第4項及び第5項並びに第81条第3項の準用する第78条第4項及び第5項の規定（他の法令において準用する場合を含む。）により納付しなければならない手数料の額は、用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20円）とし、手数料の減額、免除その他の事項については、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第12条第1項、第13条及び第23条の規定による。</p>				（新設）			
39 美幌町情報公開条例（平成12年美幌町条例第4号）第17条第2項、美幌町個人情報保護条例（平成17年美幌町条例第29号）第44条第2項及び美幌町特定個人情報保護条例（平成27年美幌町条例第30号）第39条第2項に規定する写しの交付に要する費用	白黒で印刷されたもの	1枚につき	10円				
	カラーで印刷されたもの	1枚につき	20円				
	日本工業規格によるA3判よりも大きな印刷物	1枚につき	300円				

美幌町行政手続条例新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第4条）</p> <p>第2章 申請に対する処分（第5条－第11条）</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p> 第1節 通則（第12条－第14条）</p> <p> 第2節 聴聞（<u>第15条－第26条の2</u>）</p> <p> 第3節 弁明の機会の付与（第27条－第29条）</p> <p>第4章 行政指導（第30条－第35条）</p> <p>第5章 処分等の求め（第36条）</p> <p>第6章 届出（第37条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第4条）</p> <p>第2章 申請に対する処分（第5条－第11条）</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p> 第1節 通則（第12条－第14条）</p> <p> 第2節 聴聞（<u>第15条－第26条</u>）</p> <p> 第3節 弁明の機会の付与（第27条－第29条）</p> <p>第4章 行政指導（第30条－第35条）</p> <p>第5章 処分等の求め（第36条）</p> <p>第6章 届出（第37条）</p> <p>附則</p>
<p>本則</p> <p> 第1章 総則</p> <p> （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p> （1）～（5） （略）</p> <p> <u>（6） 執行機関 地方自治法第138条の4第1項に規定する執行機関又はその職員であつて法令若しくは条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。</u></p> <p> <u>（7） （略）</u></p> <p> <u>（8） （略）</u></p> <p> <u>（9） 審査基準 申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。</u></p> <p> <u>（10） 処分基準 不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。</u></p>	<p>本則</p> <p> 第1章 総則</p> <p> （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p> （1）～（5） （略）</p> <p> （新設）</p> <p> <u>（6） （略）</u></p> <p> <u>（7） （略）</u></p> <p> （新設）</p> <p> （新設）</p>

(11) 行政指導指針 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第5章までの規定は、適用しない。

(1)～(7) (略)

(8) 審査請求、再調査の請求その他の不服申立てに対する行政庁裁決、決定その他の処分

(9) 前号に規定する処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導

第2章 申請に対する処分

(審査基準)

第5条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

2・3 (略)

第3章 不利益処分

第1節 通則

(処分の基準)

第12条 行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 (略)

第2節 聴聞

(聴聞の主宰)

第19条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

(1)～(3) (略)

(新設)

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第5章までの規定は、適用しない。

(1)～(7) (略)

(新設)

(8) 第3章に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において、法令に基づいてされる処分及び行政指導

第2章 申請に対する処分

(審査基準)

第5条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

2・3 (略)

第3章 不利益処分

第1節 通則

(処分の基準)

第12条 行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（次項において「処分基準」という。）を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 (略)

第2節 聴聞

(聴聞の主宰)

第19条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に規定する者であった_____者

(5)・(6) (略)

(審査請求の制限)

第26条の2 この節の規定に基づく処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

第4章 行政指導

(複数の者を対象とする行政指導)

第34条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、執行機関は、あらかじめ、事案に応じ、行政指導指針を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

(4) 前3号に規定する者であったことのある者

(5)・(6) (略)

(新設)

第4章 行政指導

(複数の者を対象とする行政指導)

第34条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、執行機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

美幌町法令遵守の推進に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第6条）</p> <p>第2章 職員等の公益通報（第7条－第14条）</p> <p>第3章 不当要求行為に対する措置（第15条－第18条）</p> <p>第4章 雑則（第19条・第20条）</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（美幌町法令遵守相談調査員の設置等）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 <u>相談調査員は、自己、配偶者、三親等内の親族、同居の親族又は代理人の一身上に関する事件又はその従事する業務に直接の利害関係のある事件</u>に関与することができない。この場合において、審査会は、他の委員を相談調査員に選任して、その職務に従事させなければならない。</p> <p>第2章 職員等の公益通報</p> <p>（公益通報に係る調査の開始等）</p> <p>第9条 相談調査員は、第7条に規定する公益通報に係る書面が到達したときは、遅滞なく調査を開始し、その旨を当該公益通報のあった日から<u>1箇月</u>以内に当該公益通報をした職員等に通知しなければならない。ただし、匿名でされた公益通報の場合又は公益通報をした職員等が通知を希望しない場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により開始した調査は、<u>3箇月</u>以内に終了するよう努めるものとする。ただし、事件の困難性その他の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>（公益通報に係る調査の方法等）</p> <p>第10条 相談調査員は、公益通報に係る調査のため必要があると認めるときは、町の関係機関に対し説明を求め、その保有する帳簿、</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第6条）</p> <p>第2章 職員等の公益通報（第7条－第14条）</p> <p>第3章 不当要求行為に対する措置（第15条－第18条）</p> <p>第4章 雑則（第19条・第20条）</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（美幌町法令遵守相談調査員の設置等）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 <u>相談調査員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件</u>に関与することができない。この場合において、審査会は、他の委員を相談調査員に選任して、その職務に従事させなければならない。</p> <p>第2章 職員等の公益通報</p> <p>（公益通報に係る調査の開始等）</p> <p>第9条 相談調査員は、第7条に規定する公益通報に係る書面が到達したときは、遅滞なく調査を開始し、その旨を当該公益通報のあった日から<u>20日</u>以内に当該公益通報をした職員等に通知しなければならない。ただし、匿名でされた公益通報の場合又は公益通報をした職員等が通知を希望しない場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により開始した調査は、<u>60日</u>以内に終了するよう努めるものとする。ただし、事件の困難性その他の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>（公益通報に係る調査の方法等）</p> <p>第10条 相談調査員は、公益通報に係る調査のため必要があると認めるときは、町の関係機関に対し説明を求め、その保有する帳簿、</p>

関係書類その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は
実地調査をすることができる。この場合において、町の関係機関
は、相談調査員の調査に協力しなければならない。

2 相談調査員は、公益通報に係る調査のため必要があると認めると
きは、関係者及び町以外の関係機関に対し、質問、事情聴取又は実
地調査をすることについて、協力を求めることができる。

3・4 (略)

関係書類その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は
実地調査をすることができる。この場合において、職員等は、相談
調査員の調査に協力しなければならない。

2 相談調査員は、公益通報に係る調査のため必要があると認めると
きは、関係者及び関係機関に対し、質問、事情聴取又は実地調査を
することについて、協力を求めることができる。

3・4 (略)

美幌町職員の給与に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>本則</p> <p>第20条の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 一時差止処分を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～8 (略)</p>	<p>本則</p> <p>第20条の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 一時差止処分を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～8 (略)</p>

美幌町固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

新	旧
<p>本則</p> <p>第3節 審査の申出 (審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>(2) 審査の申出に係る処分の内容</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、<u>行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 <u>審査申出人は、代表者若しくは代理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>第4節 審査の手続 (書面審理)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</u></p>	<p>本則</p> <p>第3節 審査の申出 (審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所_____</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所_____を記載し、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項に規定する書面を添付しなければならない。</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第4節 審査の手続 (書面審理)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(新設)</p>

3 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。 _____

4 (略)

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない。

(決定書の作成)

第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び町長の主張の要旨

(4) 理由

2 (略)

2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。

3 (略)

(新設)

(決定書の作成)

第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、 _____ 決定書を作成しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 (略)